

平成23年3月30日
在デトロイト日本国総領事館

未成年者自動車運転制限の強化（ミシガン州）のお知らせ

ミシガン州では、3月30日から未成年者対象のミシガン州累進運転免許制度（Michigan's Graduated Driver License System）のうち LEVEL 2 免許所持者の運転制限が強化されます。この機会にミシガン州累進運転免許制度について簡単に紹介いたします。詳しくは文末のミシガン州ウェブサイトから御確認ください。

1. LEVEL 1

- (1) 14歳9ヶ月以上対象で Segment 1 教習修了者
- (2) 親、法的看護者、適切な運転指導員等の同上指導を義務付けた、運転技術所得のための仮免許

2. LEVEL 2 ～今回の制限強化対象

- (1) 16歳以上で、Segment 2 教習修了且つ LEVEL 1 免許を6か月以上所有している者
- (2) 運転制限
 - ア 直近家族（親兄弟）を除き21歳未満の同乗者は1人のみ。例外として午前5時から午後10時までの間は、学校又は学校主催行事の往復は同乗可能。
 - イ 午後10時から午前5時の間は、職場への往復並びに親、法的看護者又は21歳以上の運転免許所有者が同上している場合の外は運転禁止。

3. LEVEL 3

- (1) 17歳以上で、LEVEL 2 免許を6ヶ月所有し、LEVEL 1 / LEVEL 2 通算12ヶ月無事故無違反者が申請可能
- (2) 累進運転免許制度にかかる運転制限なし

4. 18歳以上

ミシガン州累進運転免許制度の対象外、段階を経ることなく最初から運転制限のない運転免許が申請・取得可能です。

詳しくはミシガン州政府ウェブサイトを御確認ください。

ミシガン州 Office of Highway Safety Planning 作成の映像案内
<http://www.firstn10.com/>

ミシガン州累進運転免許制度の親向けガイドブック
http://www.michigan.gov/documents/gdl_parent_16316_7.pdf

ミシガン州で運転者が知っておくべきこと（What Every Driver Must Know）
<http://www.michigan.gov/sos/0,1607,7-127-1642-103522--,00.html>

※マウスクリックでリンク先にページが移動しない場合は URL をコピーしてください。